大阪府アルコール健康障がい対策推進計画に関連する事業について

○平成29年度の実施状況（進捗管理票）における課題

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 課題（8/6　アルコール部会に提出） |  | 取組み予定 |
| ＃1 | アルコール健康障がいについての正しい知識の普及啓発について、庁内の啓発協力体制はあるが、啓発媒体が不足している。 |  | ■こころのセンターにおいて、啓発媒体等の作成及び既存の媒体の整理と活用を周知する。→新規作成（中）「（中高生向け）未成年の飲酒」についてのリーフレット《A4　3つ折り》→既存資料の整理→こころのセンターホームページ　※アルコール関連のポスター一覧<http://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/kokoronokenkodukuri/paneru.html>⇒10月9日午前「市町村会議にてアルコール関連問題啓発週間（11月10-16日）」に併せて周知・案内できるようすすめる★センターHPの整理ができ次第、庁内関係部局に報告予定 |
| ＃2 | 保健所や市町村における相談や研修などの各取り組みの実績において、細項目に関する集計データを把握できていない。 |  | ■保健所-集計表や実績報告の工夫により、詳細データの把握に努める■市町村-市町村会議にて、実績報告を得て把握する |
| ＃3 | 取組み実績が、政令市を含むオール大阪のデータとなっていない項目がある。 |  | ■政令市との会議により、府の「健康医療部・こころのセンタ‐」該当項目について、各政令市版としてプログレスシートを作成する |

○アルコール健康障がい対策部会(平成30年8月6日)における、計画に対する意見など

・啓発については、重点をおく対象にあわせた啓発方法や媒体が必要。

・重点をおくべき対象とは、①「未成年」（小学生までに教育を開始する）とその「保護者」、②女性、③高齢者

・政令市を含め、府内各地域の取り組みが具体的に進むよう、まずは計画の内容を周知し実態の把握に努めながら評価をしていく必要がある。

・アルコール健康障がいについての対策が具体的に進むよう、関係機関や医療機関、自助グループが一体的に連携する必要がある。

（別途⇒かかりつけ医・精神科医との連携）